

副本

令和2年(行ウ)第10号 旅券発給拒否取消等請求事件

原告

被告 国(廻分行政庁 外務大臣)

準備書面(8)

令和5年2月17日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

被告指定代理人

山 寄 仁 

針 生 淳 

中 村 志緒香 

高 橋 一 章 

石 田 達 識 

鶴 見 訓 夫 

溝 淵 幸 治 

藤 崎 岳 彦 

被告は、本準備書面において、原告の2022年12月1日付け請求の趣旨拡張申立書（以下「原告請求の趣旨拡張申立書」という。）の「第1 請求の趣旨（拡張分）」を行訴法19条1項の請求の追加的併合と解した上で、これに対する答弁、同申立書の「第2 請求の原因」に対する認否及び同申立書に対する被告の主張を行うとともに（後記第1）、原告の同日付け第12準備書面（以下「原告第12準備書面」という。）に対し必要と認める範囲で反論する（後記第2）。

なお、略語は、本準備書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 原告請求の趣旨拡張申立書について

1 請求の趣旨（拡張分）（2022年12月1日付け訂正申立書（請求の趣旨拡張申立書）による訂正後のもの）に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする
- (3) 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - ア 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - イ その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすること

との判決を求める。

2 請求の原因に対する認否

- (1) 「1 一般旅券の申請」（2ページ）について
認める。
- (2) 「2 一般旅券の発給拒否処分」（2ページ）について
認める。
- (3) 「3 被告の国家賠償責任－国家賠償法上の違法性および過失」（2及び3ページ）について

ア 「(1) 職務上の法的義務の存在」について

東京高等裁判所令和4年4月7日判決（令和3年（行コ）第171号情報不開示決定取消等請求控訴事件）に、原告が指摘する記載があることは認め、その余は争う。

イ 「(2) 職務上の法的義務違反があること」について

(ア) 第1段落について

本件処分⁽¹⁾の法的根拠が旅券法13条1項1号であることは認め、その余は否認ないし争う。

(イ) 第2段落ないし第7段落について

いずれも否認ないし争う。

(4) 「4 損害」(5ページ)について

いずれも争う。

3 外務大臣が原告に対してした本件処分が国家賠償法(以下「国賠法」という。)

1条1項の適用上違法となる余地はないこと

(1) 国賠法1条1項の「違法」の意義

国賠法1条1項の「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう(最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ等)。

(2) 外務大臣が原告に対してした本件処分が国賠法1条1項の適用上違法となる余地はないこと

これを本件についてみると、既に被告準備書面(1)ないし(7)で述べたとおり、外務大臣が原告に対してした本件処分はその根拠法令に照らして適法か

つ相当なものであり、外務大臣に職務上の法的義務違反がないことは明らかであるから、本件処分が国賠法1条1項の適用上違法となる余地はない。

したがって、原告の被告に対する本件処分に関する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求（以下「本件損害賠償請求」ということがある。）は理由がない。

4 原告の主張する本件処分に関する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権は、既に時効により消滅していること

(1) 本件処分が国賠法1条1項の適用上違法とならないことは、前記3(2)で述べたとおりであるが、仮に、原告の主張する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権があるとしても、原告の主張する損害賠償請求権の消滅時効は、被害者又はその法定代理人が「損害及び加害者を知った時」から3年で完成する（国賠法4条、平成29年法律第44号による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）724条前段、同改正後の民法（以下「改正後民法」という。）724条1号）。そして、改正前民法724条前段、改正後民法724条1号にいう「損害及び加害者を知った時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時を意味するものと解するのが相当である（最高裁昭和48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1374ページ参照）。

これを本件についてみると、本件損害賠償請求において原告の主張する請求原因の内容は、本件処分がその根拠法令に照らして要件該当性又は処分の相当性を欠き、本件処分を行うことがひいては国賠法1条1項の適用上も違法であるというものであるところ、原告が、令和元年7月12日、外務大臣が原告に宛てた「貴殿は、平成30年（2018年）10月24日、トルコ共和国から同国の法規に基づく入国禁止措置（5年間）を受けたことにより、同国への入国が認められない者である。よって、貴殿は、一般旅券の発給等

の制限の対象となる旅券法第13条第1項第1号に該当する。」との本件通知書を受け取っていることからすれば（乙40、甲3）、原告は、令和元年7月12日、損害賠償請求が可能な程度に損害及び加害者を知ったというべきである。そうすると、原告の被告に対する本件処分に関する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権は、本件損害賠償請求に係る訴訟の提起（令和4年12月1日）以前の同年7月12日の経過をもって消滅時効が完成していることが明らかである。

(2) なお、念のため付言するに、改正前民法149条にいう「裁判上の請求」とは、裁判所において民事訴訟手続に定める訴えで、時効の目的となっている請求権をその相手方に対して主張することをいうから（川島武宜編・注釈民法(5)総則(5)74ページ）、原告が、令和2年1月9日、①本件処分の取消しを求めるとともに、②主位的に、一般旅券の発給の義務付けを求め、③予備的に、渡航先からトルコ共和国を除いた一般旅券の発給の義務付けを求める訴訟を提起したことをもって、原告の被告に対する本件処分に関する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権の時効が中断することはない。

(3) 以上のとおり、本件訴訟において、原告は、本件処分が国賠法1条1項の適用上違法であるとして、令和4年12月1日、本件賠償請求に係る訴えを提起しているが、それは、国賠法4条により適用される改正前民法724条後段、改正後民法724条1号の「損害及び加害者を知った時」から3年以上経過してからされたものであり、既に消滅時効が完成しているから、被告は、本書面をもってその時効を援用する。

第2 原告第12準備書面4項について

1 原告は、被告の令和4年10月7日付け「原告 立証計画の骨子」に対する意見書（以下「本件意見書」という。）に「退去強制処分を受けた状況やそ

れに至る経緯、旅券申請時の状況などといった事実関係は争点と関連がなく」
との記載があることをもって、被告が、本件処分時において、退去強制処分を
受けた状況やそれに至る経緯、旅券申請時の状況などといった事実関係を考慮
せず、ひいては、入国禁止措置の経緯、理由、違反の程度等も考慮していなかつ
たという裁量権の逸脱・濫用を認めたと主張するようである（原告第12準備
書面・8ページ）。

2 しかしながら、そもそも本件意見書は、被告が原告の人証に係る本件立証計
画に対してその採否に関して意見を述べたものであり、本件訴訟における主張
ではない。また、被告が本件意見書において、退去強制処分を受けた状況やそ
れに至る経緯、旅券申請時の状況などといった事実関係について争点と関連が
ない旨指摘したのは、原告がトルコ当局に保護されてから退去強制手続により
帰国した状況、旅券申請時の原告の態度などといった事情は、トルコ当局がし
た入国禁止措置の事実及び入国禁止に至る経緯・その理由、旅券発給申請の内
容とは直接の関連がなく、それ故に争点と関連がないのであって、これらの点
について原告本人尋問を実施する必要性に乏しいという趣旨である。外務大臣
が、本件処分をするに当たり、入国禁止措置の事実及び入国禁止に至る経緯・
その理由、旅券発給申請の内容などといった事情を考慮しなかったということ
ではなく、それらの事情を考慮していることは被告準備書面(6)（16ないし
20ページ）等で述べたとおりである。

したがって、原告の前記1の主張は失当である。

以 上